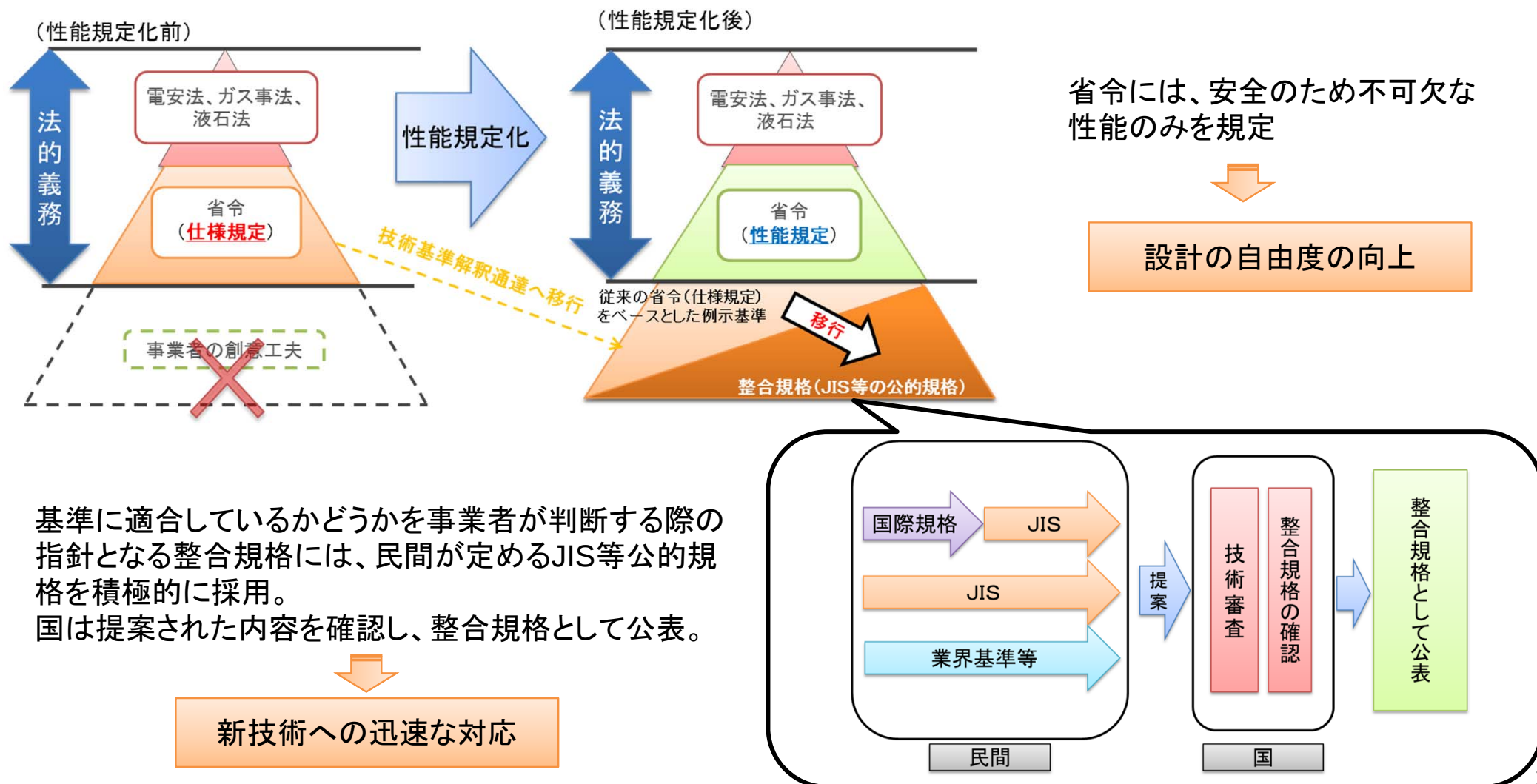


規制のスマート化（性能規定化）

資料 9

- 電気用品、ガス用品等の技術基準について、国が品目毎に寸法、形状、材質等の詳細を定める「仕様規定」から、製品安全に不可欠な性能のみを定める「性能規定」とする体系に見直し。
- 整合規格には、民間が整備するJIS等の公的規格を積極的に採用。

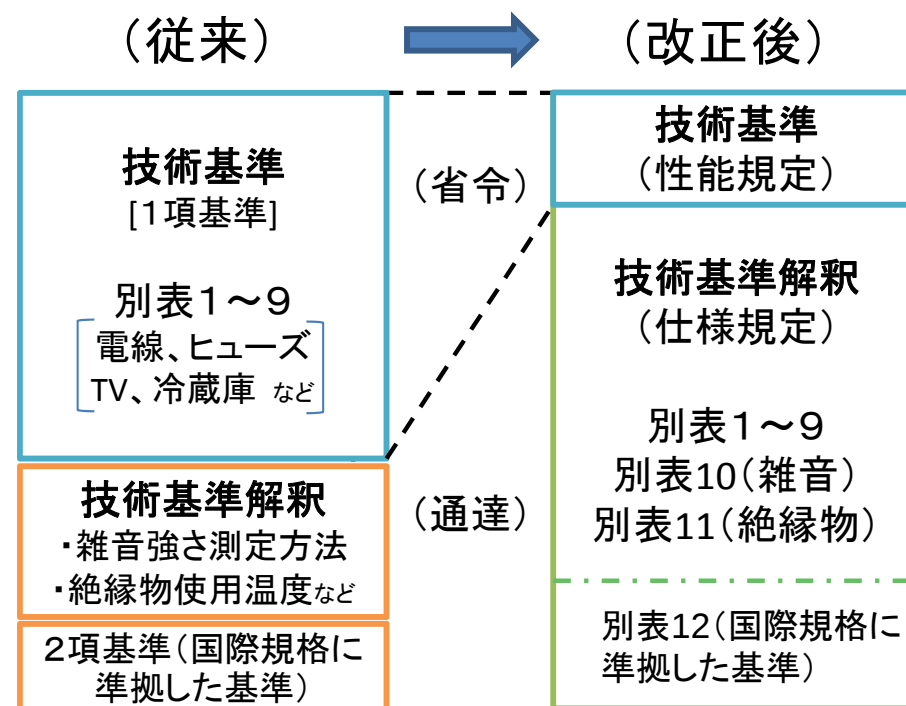


電気用品の性能規定化

○ 技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を詳細に定める現行の仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた「性能規定」とする改正を実施。（平成26年1月1日施行）

- (1) 改正省令では、従来の技術基準が求める安全性能を整理し、安全保安上不可欠な性能に限定するものとした。
- (2) 本改正により、事業者は、所定の安全性能を満たせば足りることになるため設計の自由度が大きくなり、迅速かつ的確な商品開発が可能となる。
- (3) 一方で、新製品の開発にあたっては十分なリスクアセスメントを実施することや、既存製品であっても事故等の問題が起きた場合の再発防止策を安全原則に基づき検討するなど、自己責任の重要性がますます高まることとなる。

改正後の技術基準体系の概要



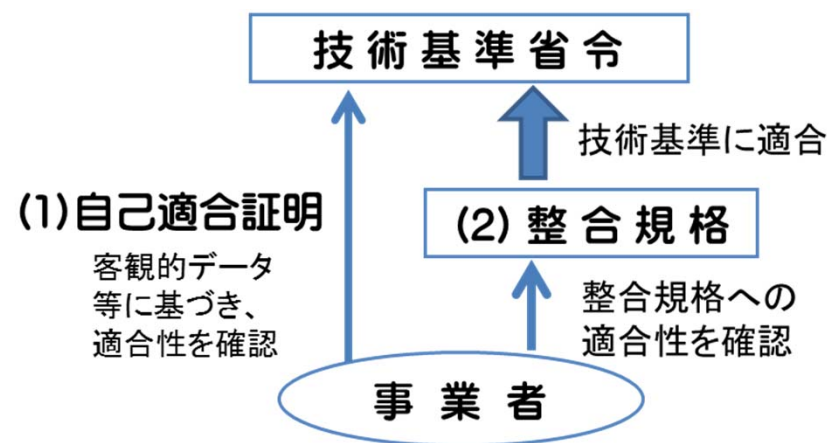
○ 従来の仕様規定は解釈通達に移行され、整合規格が十分整備されるまでの間、技術的要件を満たす具体的な例として示されるため、今回の改正の前後において、技術基準体系として要求事項に大きな変更はない。

電気用品の整合規格の整備

○ 性能規定化された技術基準体系においては、事業者における技術基準適合確認の便を図るため、JIS等公的規格を積極的に取込み、性能規定の要求事項を具体化した「整合規格」として整備を進める。

- (1) IEC等の国際規格を日本国内で採用するには、言語の違いに加え、電圧・使用実態の国内外での差違を反映させる必要があることから、多くの場合、一旦、JIS等公的規格に取込んでいる。
- (2) こうした国際規格を反映させたJIS等公的規格を、整合規格として積極的に採用していくという、一種の技術基準の「オープン化」により、今後、迅速に最新の国際的な技術動向を電安法に反映させていくことが可能となる。
- (3) また、最新の技術や製品を反映させたJIS等公的規格を整合規格として整備することによって、我が国発の国際規格を提案するための足がかりとしての役割も期待できる。

技術基準適合のための2つのルート



整合規格の整備スケジュール

